

# 何でも鑑定団 in まつばら

松原市市制施行60周年 記念事業  
 松原ロータリークラス設立50周年

合わせて4月26日(日)文化会館  
 での観覧も募集しています!  
 詳しくはお問い合わせください!!



## 美術品から、お菓子のオマケやおもちゃまで 「何でも」ご応募ください!

市制施行60周年記念事業などとして、「出張!なんでも鑑定団」の公開収録を行います。

### ◆応募方法

- ◆添付写真
    - ①全体像がわかる写真
    - ②主要な部分(絵柄や文字など)のアップ写真
    - ③銘や落款などの写真 以上3点の写真を添付
  - ◆応募締切  
 平成27年2月16日(月)必着
  - ◆選考方法  
 テレビ東京の番組担当スタッフが応募書類を詳細に検討して選考します。  
 ※選考の途中経過に関しましては一切お答えできません。
  - ◆発表  
 採用の可能性のある人にはテレビ東京の番組スタッフから直接連絡があります。  
 (連絡がない場合は不採用となり鑑定しません)
  - ◆申込み  
 〒580-0043 松原市阿保1-2-30 松原商工会議所  
 「出張!なんでも鑑定団inまつばら」お宝係
  - ◆問合せ  
 松原商工会議所なんでも鑑定団お宝係 ☎335-6520  
 担当 西岡・小松まで
- 申込書(※指定の用紙)に必要な事項をご記入の上、鑑定品の写真を添付し、下記まで郵送または持参してください。  
 ◎お1人何点でもご応募できます。  
 (申込書は鑑定依頼品1点につき1枚必要です)  
 ◎収録予定の平成27年4月26日(日)に出場可能な人に限ります。  
 ◎古物売買免許のある人は、ご遠慮いただきます。  
 ◎ご応募いただいた申込書類・写真は返却いたしませんので、ご了承ください。  
 ※指定の用紙は、広報まつばら1月号の折り込みまたは、松原商工会議所にあります。

# 平成26年度 予算執行状況

平成26年度上半期(4月~9月)  
 [平成26年9月30日現在]

## ◆キラメクまちづくりへ更なるチャレンジ

平成26年度の一般会計当初予算は、歳入歳出それぞれ425億9,000万円の規模で編成しました。その後、新たに発生した行政需要に対応するため1回の補正を行い、歳入歳出それぞれ1億4,883万6千円を追加し、427億3,883万6千円となっています。

今年度は、第4次総合計画で掲げる将来都市像『挑戦し続ける元氣あふれるまちまつばら』の実現に向けて、各施策を市民ニーズに応じたものへと発展・充実させることを目指し、予算編成を行いました。

## ◆5つのまちづくりの目標

- ①「安心して住み続けることができるまちづくり」  
 大阪で初めて取得した国際認証「セーフコミュニティ」について、活動の拡大を図り、さらなる安心・安全なまちを目指します。



- ②「市民誰もが健やかに暮らせる和らぎのまちづくり」  
 胃がんのリスクを減らすため、新たに胃ピロリ菌検査を実施するなど、予防体制の充実を図ります。
- ③「未来を拓く自立心を育むまちづくり」  
 市立第3保育所を、子育て支援センターを併設した新たな保育所へ建て替えるとともに、民間保育所の整備を促進し、通年における待機児童ゼロを目指します。
- ④「利便なまち、元気で活力あふれるまちづくり」  
 天美B地区において、区画整理事業の推進を支援するなど、活気あるまちづくりを進めます。
- ⑤「市民と行政の協働によるまちづくり」  
 (仮)城連寺コミュニティセンターを整備するなど、地域住民の交流の場を整備します。

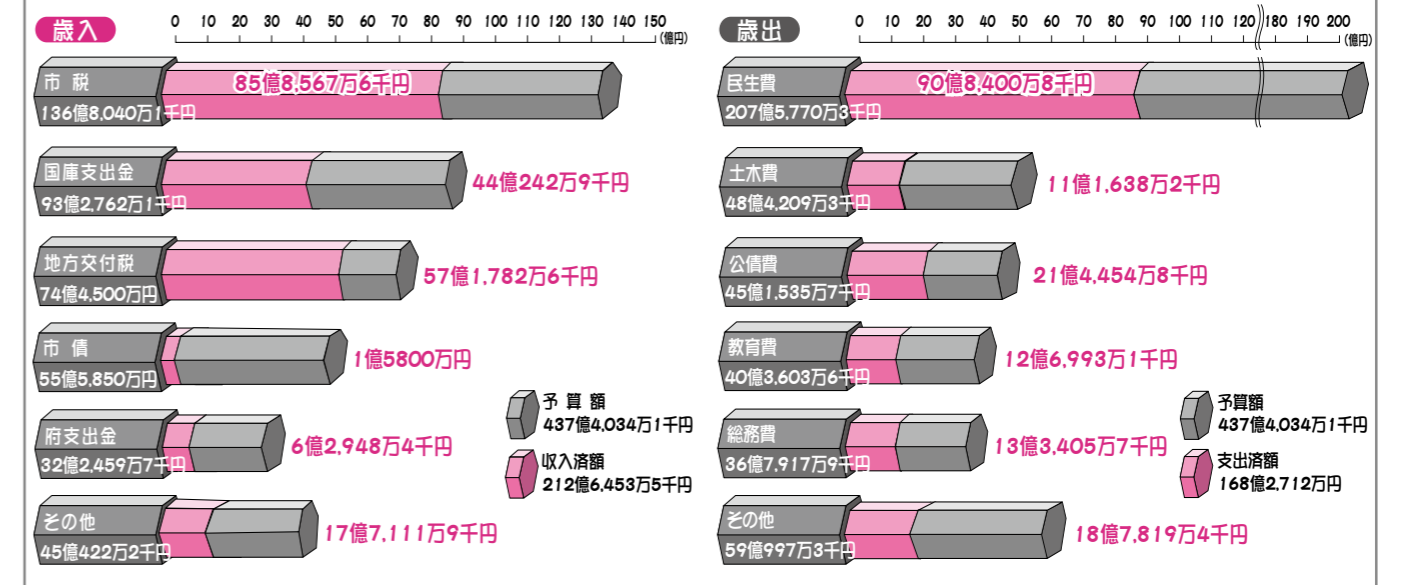
## ◆平成26年度の主な事業

- セーフコミュニティ推進事業
- 消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター整備事業
- スポーツパークまつばら整備事業
- 健康プラザ改修事業
- 市制施行60周年記念事業
- 天美地区土地区画整理事業
- (仮)城連寺コミュニティセンター建設事業 など

もうじき松原市誕生60年!



## 一般会計予算執行状況 (前年度からの繰り越し額を含みます)



## 平成26年度市民の市税負担状況 (前年繰越含む)

区分	収入済額(千円)	市民1人当たり(円)	1世帯当たり(円)
固定資産税	40億2,089万4	32,684	73,337
市民税	30億9,131万2	25,128	56,382
都市計画税	8億8,523万6	7,196	16,146
市たばこ税	4億6,770万8	3,802	8,530
軽自動車税	1億2,016万8	977	2,192
入湯税	35万8	3	7

人口:123,024人 世帯数:54,828世帯(平成26年9月30日時点)

## 特別会計予算執行状況 (前年繰越含む)

会計区分	予算額(千円)	収入済額(千円)	支出済額(千円)
国民健康保険	201億1,600万	66億9,718万3	103億7,430万4
下水道事業	72億5,778万	13億451万5	34億9,277万5
介護保険	93億6,827万7	41億984万7	38億3,428万8
後期高齢者医療	13億7,875万	4億4,901万	3億9,477万6
財産区	12億4,075万5	12億2,498万4	1億121万7
計	393億6,156万2	137億8,553万9	181億9,736万

※グラフ・表の各項目についての計数は表示単価未満を四捨五入したものです。したがってその内訳と合計は一致しない場合があります。

# 町会・自治会への加入促進に関する協定を結びました

市と松原市町会連合会は、大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部並びに公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部大阪南支部と、それぞれ3者により町会・自治会への加入促進に関する協定を締結しました。

全国的に、核家族化やライフスタイルの変化などの要因により、町会・自治会などの加入率は伸び悩んでいます。

しかし、地域コミュニティの活性化や自然災害・防犯に対応していくには日頃からの地域のつながりが非常に重要な役割を担います。この締結により各協会に在籍する協力事業者として新規入居者や住宅購入者などに、加入促進パンフレットを配布してもらうなど、加入率アップにつなげていきます。



## 松原市における町会・自治会への加入促進に関する協定書締結



▲11月19日 協定を締結しました

現在、市の町会・自治会などの加入率は、平成23年9月72.2%、平成24年9月71.7%、平成25年70.6%(262町会、3万8483世帯)と低下しています。

今後、この協定の締結により、「安心して暮らせる住みよいまちづくり」の実現に向けて、お互いに連携・協力関係を深めていきます。

# わがまちを守る 松原市消防団

まちの安心・安全のために日夜活動をしている松原市消防団。日頃の生活では接する機会が少ないかもしれませんが、活動地域は市内全域で24時間体制。どんな活動をしているのか少し見てみましょう。

▼問合せ 消防本部総務課

**あなたのまちも守っています**

消防団は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という郷土愛の精神を100年を越える先人たちから受け継ぎ、現在に至っています。



市内の団員は現在で136人、各自仕事など日常生活を送りながら、地域のために活動しています。火災はもとより、台風などの風水害による警戒や災害活動、さらには、火災予防啓発や地域の防災訓練など、地域に密着した活動をしています。

市内には6つの分団があり、それぞれに消防ポンプ自動車などを配備しています。また、分団ごとに管轄区域が分かれていますが、災害時には管轄区域を問わず活動を行います。6つの消防団の管轄地域をあわせると市内全域をカバーしており、「自分の住んでいる地域に消防団活動は関係ない」ということはありません。

## 消防団員の活動紹介

### 災害活動

●平成25年の災害出動34件、延べ出動人員667人。火災の消火活動は

## 消防団の1年

消防団は1年間を通じて市民の安心・安全のために活動をしています。

- 1月 無火災・無災害を祈念する伝統の「消防出初式」
- 3月 春の火災予防運動
- 4月 大阪府消防大会などに向



▲心肺蘇生訓練  
この日は約60人もの参加で開催



▲活動は仕事終わりの夜など  
この日は大会に向けて放水訓練



▲年末の歳末警戒  
火の用心を皆さんに呼びかけます

### 日々訓練

- 8月 南河内9市町村の消防団員が集合し、規律訓練やポンプ操作を披露「大阪府消防協会南河内地区支部総合訓練」
- 9月 府下の消防団員が一堂に会しあらゆる訓練を披露「大阪府消防大会」

## 消防団員募集中!

松原市消防団の団員は、減少傾向にあります。さらに団員の高齢化と若い世代の団員が少ない状況です。

また、南海トラフ地震や集中豪雨などの災害はいつ起きてもおかしくなく、いかに大規模災害に備えるかが重要な課題となっています。東日本大震災では、254人もの消防団員が犠牲となりましたが、その消防団活動により多くの命が救われ、あらためて消防団の重要性が認識されました。

消防団は地域住民によって構成さ

- 11月 秋の火災予防運動
- 12月 師走の火災予防「歳末警戒」

- 日々訓練に励む
  - 地域防災ネットワークプロジェクト訓練や地域での防火防災訓練指導

- 救助現場に遭遇。側溝に落ちた人を発見し救出。
- もちろんのこと、水防活動での土のう積みや避難誘導など災害現場の第一線から後方支援まで消防署の活動支援にあたる。

- 規律訓練やポンプ車操法訓練に向けて仕事が終わってから夜間訓練に励む
- 休日もポンプ車に乗り込み火災防ぎ訓練
- 毎月10日は市内警戒広報・初動体制訓練・無線訓練
- 大規模災害に備え地域の地利水調査
- コミュニティ消防センターで小学校児童への社会科学習

れているため、地域の実情に精通しており、動員力、即時対応力が優れているため災害時の被害を最小限に抑えることができ、欠かすことのできない存在です。

あなたも松原市消防団の一員として活躍してみませんか。まずは消防本部総務課までご連絡ください。

- ◆Q 入団資格は？
- ◆A 市内在住または在職の18歳以上で、心身ともに健康で地域を守りたいという熱意のある人。
- ◆Q どんな活動をするの？
- ◆A 火災や風水害、地震などの災害が発生したとき、消火・救助活動や避難誘導を行うほか、普段は地域の安心・安全のためのさまざまな活動を行っています。

## 消防団の歴史

### ●いつの時代も

さかのぼること約360年、江戸のまちは、「火事と喧嘩は江戸の華」といわれるほど、火災が頻繁に発生しました。そのため幕府は対策として、「武家火消（定火消や大名火消）」を組織しました。また、一般の町屋を守る町人による「町火消」も誕生し、有名な「いろは48組」など1万人以上の火消が活躍し、現在の消防団の始まりと考えられています。

明治維新により武家火消は廃止となり、明治27年（1894年）に「消防組規則」が制定され、町火消は「消防組」へと改組され全国的に設置されました。さらに昭和に入り戦争の時代へ突入し、昭和14年（1939年）には「警防団令」の制定により、その任務も火災だけではなく「防空」も加わり、消防組から「警防団」へと改組されました。終戦後の昭和22年には「消防団令」、「消防組織法」が制定され、現在の消防団が発足されました。



▲昭和10年当時、「我堂消防組」が使用していた消防ポンプ

### ●松原市消防団は100年以上の歴史

松原市域においても、明治時代から消防組が設置されていたようですが、資料としては、大正元年に各村の消防組が結成された後残り、昭和30年2月1日に松原市が誕生したと同時に、消防団も再編成され、「松原市消防団」が誕生しました。

歴史でいうと、松原市域の消防組が誕生して100年以上が経過し、松原市消防団としても2月で発足60周年を迎えます。

また、平成14年には、長い歴史と伝統の中で、日夜さまざまな消防団活動を行い、地域の安心・安全を長年に渡りに寄与した功績が称えられ、消防団としては最高の栄誉賞である日本消防協会特別表彰「まとい」を受賞しました。これは当時、

全国約3600ある消防団の中で年間10団体しか受賞できなかった大変栄誉ある賞です。



▲日本消防協会特別表彰「まとい」  
消防本部3階に展示しています

## インタビュー 松原市消防団 団長 二木幸之さん



### 「大切な人、大切なまちを守りたい」

昭和38年9月に消防団員に任命され、今年で51年になります。その間さまざまな出来事や災害がありました。中でも忘れられないのが、「57水害」※とされる昭和57年の水害で、今までに経験したことが無い災害でした。私の任務は、被害の拡大を防ぐための土のう作りと救助活動。作っては搬送を繰り返しましたが、水は一向に引きませんでした。徐々に迫ってくる洪水、助けを求めている住民を救出避難させ、死に物狂いで活動したことを今でも鮮明に覚えています。

平成に入って、阪神・淡路大震災が発生。6,434人が犠牲となる大変痛ましい災害でした。自然災害に対して「減災」という取り組みがこれからの課題と感じました。そして、まだ記憶に新しい東日本大震災。このとき被災地へ赴きましたが、津波が何もかも飲み込み、奪い去った光景は、自分の目を疑うと同時に何も言葉が出ませんでした。被災地の消防団員から、同僚が活動中に犠牲になり、消防車や資機材も津波で流されたことを聞きました。少しでも被災地のためにという思いで、松原市から松原市消防団で使用していた消防ポンプ車と資機材を寄贈しました。

このほか、さまざまな消防団活動を通じ、われわれ消防団は災害に対して市民から大きな信頼と期待が寄せられ、それを果たすることが使命であると考えています。松原市消防団は、100年を越え先人たちの熱い思い、そして、歴史と伝統を受け継ぎ、これからも松原の安心・安全のために、地域とともに新たな歴史を築いていきます。

最後に、私が入団当初から常に持ち続けている「大切な人、大切なまちを守りたい」、そんな気持ちを少しでも持っておられる人、私たちと一緒に安心・安全なまちづくりをしませんか。

※「57水害」…昭和57年におきた、台風10号と連日の豪雨により大きな被害をもたらした水害

皆さんのご意見・ご感想をお聞かせください

①松原市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(素案)

市では、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられる社会の実現をめざして、高齢者施策の推進に取り組んでいます。平成27年度から3年間を計画期間とする「松原市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」の策定を進めています。この計画素案について、計画の内容をより充実させるため、市民の皆さんの声を聞かせていただき、完成させたいと考えています。  
 ※素案の内容など詳しくは、市ホームページ、市役所2階高齢介護課、1階情報コーナーおよび市内各老人福祉センターで公表しています。

②松原市子ども・子育て支援事業計画(素案)

市では、平成27年4月から始まる「子ども・子育て支援新制度」の施行に向けて、平成27年度から5年間を計画期間とする「松原市子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めています。この計画素案について、計画の内容をより充実させるため、市民の皆さんの声を聞かせていただき、完成させたいと考えています。  
 ※素案の内容など詳しくは、市ホームページ、市役所1階子ども未来室、1階情報コーナーで公表しています。

③第4期松原市障害福祉計画(素案)

市では、必要な福祉サービスが地域において計画的に提供できるよう、障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービスの見込量とその確保策を定め、平成27年度から3年間を計画期間とする「第4期松原市障害福祉計画」の策定を進めています。この計画素案について、計画の内容をより充実させるため、市民の皆さんの声を聞かせていただき、完成させたいと考えています。  
 ※素案の内容など詳しくは、市ホームページ、市役所1階障害福祉課、1階情報コーナーおよび総合福祉会館で公表しています。

- 提出期間  
 ①～③とも1月6日(火)から2月5日(木)まで
- 提出方法  
 書面に住所、氏名、年齢、ご意見を記入の上、各課(土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時30分までの間)にご持参いただくか、郵送(下記参照)、FAX、Eメールでお寄せください。  
 なお、電話、口頭でのご意見や住所、氏名などが明記されていないものは受け付けできませんのでご了承ください。
- 問合せ・送付先  
 ①〒580-8501 松原市役所健康部高齢介護課 ☎337-3052  
 Eメール kaigo@city.matsubara.osaka.jp  
 ②〒580-8501 松原市役所福祉部子ども未来室 ☎334-5959  
 Eメール jidou@city.matsubara.osaka.jp  
 ③〒580-8501 松原市役所福祉部障害福祉課 ☎337-3007  
 Eメール syougai Fukushi@city.matsubara.osaka.jp

ご意見待ってま～す

市では、利用者サービスの向上と効率的な管理運営を行うことを目的に、現在建設中の「スポーツパークまつばら」について、平成27年7月1日より、指定管理者による運営を予定しています。つきましては、下記の期間で指定管理



者の公募を行っています。場所 三宅西7丁目1040番1ほか  
 募集期間 平成27年1月23日(金) 午後5時まで ※募集要項など詳細については、市ホームページをご覧ください。  
 問合せ みち・みどり整備室

「スポーツパークまつばら」の指定管理者を募集します



平成26年11月に「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」を設立しました。大阪市・八尾市・松原市環境施設組合における一般廃棄物処理基本計画の策定については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、構成する3市から排出される一般廃棄物の中間処理および最終処分を共同で行うための施策、事業の基本方針などを示すものです。そこで、本計画の策定にあたり、より充実した内容とするために大阪市・八尾市・松原市環境施設組合がパブリックコメントを実施しています。意見の提出期間や方法など詳細については、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合のホームページ(http://www.osaka-env-paa.jp)をご覧ください。  
 ※一般廃棄物処理基本計画(案)は、市役所6階環境政策課、1階情報コーナーでも閲覧できます。  
 問合せ 環境政策課

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 一般廃棄物処理基本計画(案)に対するご意見・ご提案をお聞かせください

年末・年始のお知らせ  
 市役所の業務：年始は1月5日(月)から  
 ※各図書館は6日(火)から

各施設の休館・休務期間中、皆さんにはご迷惑をおかけしますが、間違いのないようご注意ください。  
 なお、出生・死亡・婚姻などの戸籍の届け出は、年末年始の休みの間も、市役所西出入り口宿直室で受け付けています。

◆病気やけがをしたら 問合せ 地域保健課

内科・外科診療 午前10時～午後5時	
12月30日(火)	寺下病院 ☎333-1411 岡7丁目191-1
12月31日(水)	松原徳洲会病院 ☎334-3400 天美東7丁目13-26
	松原中央病院 ☎331-4161 阿保1丁目2-32
1月1日(木)	松原徳洲会病院 ☎334-3400 天美東7丁目13-26
1月2日(金)	明治橋病院 ☎334-8558 三宅西1丁目358-3
1月3日(土)	阪南中央病院 ☎333-2100 南新町3丁目3-28

◆ごみの収集日程 問合せ 環境業務課

可燃ごみ	1月1日(祝)～1月4日(日)	休み
年始は1月5日(月)から平常どおり		
不燃物・粗大ごみ	1月5日(月)	平常どおり
	1月6日(火)	平常どおり
	1月7日(水)	平常どおり
	1月8日(木)	第1・第2木曜日の収集地区
	1月9日(金)	第1・第2金曜日の収集地区
1月10日(土)	第1・第2土曜日の収集地区	
年始は1月12日(祝)から平常どおり		

小児科診療 12月30日(火)～1月3日(土)

- ◆松原市小児休日急病診療事業(松原徳洲会病院)  
 受付 午前9時30分～11時30分・午後1時～4時  
 ☎334-3400 天美東7丁目13-26
- ◆南河内北部広域小児急病診療事業(羽曳野市立休日急病診療所(羽曳野市立保健センター2階))  
 受付 午後5時30分～9時30分  
 診療 午後6時～10時  
 ☎072-956-1000 羽曳野市誉田4丁目2-3
- ◆救急安心センターおおさか(医療機関案内・救急医療相談窓口)  
 「相談員」「看護師」が医師の支援体制のもと24時間・365日受付  
 ☎#7119(携帯電話・プッシュ回線固定電話のみ)  
 ☎06-6582-7119(固定電話(IP・ダイヤル回線など))

# 人事行政の 運営等の状況について

平成17年度より「松原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の制定により、広く市民の皆さんに人事行政の運営等の状況を知らせています。これはその中の一部を掲載するものです。

詳細については、市ホームページに掲載します。

◆問合せ 人事課

## ◆職員の平均給料・給与月額 および平均年齢状況(26.4.1現在)

一般行政職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
300,100円	416,745円	40歳0月

## ◆職員手当の状況

期末・ 勤勉手当	25年度支給割合	
	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分	0.675月分
12月期	1.375月分	0.675月分
計	2.6月分	1.35月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置あり		
退職手当	支給率	自己都合 定年
	勤続20年	21.62月分 27.025月分
	勤続25年	30.82月分 36.57月分
	勤続35年	43.7月分 52.44月分
	最高限度額	52.44月分 52.44月分
1人当たり平均支給額(25年度実績) 19,388千円		

## ◆人件費の状況(25年度普通会計決算)

住民基本台帳 (26.3.31現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
123,270人	千円 41,564,355	千円 304,438	千円 7,315,901	17.6%

## ◆職員給与費の状況(26年度普通会計予算)

職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
827人	千円 3,077,355	千円 670,956	千円 1,151,339	千円 4,899,650	千円 5,925

## ◆一般行政職の級別職員数の状況(26.4.1現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
職員数(人)	35	97	26	75	78	48	26	15	400
構成比(%)	8.8	24.2	6.5	18.8	19.5	12.0	6.5	3.7	100

◆交通機関などの利用者  
最長6カ月の運賃

◆交通用具利用者(直線距離)  
1.0～1.5km未満 2,000円  
1.5～2.5km未満 4,000円  
2.5～4.0km未満 5,000円  
4.0～8.0km未満 7,000円  
8.0～12km未満 9,500円  
12～16km未満 11,500円  
16～20km未満 13,500円  
20～24km未満 15,500円  
24～28km未満 17,500円  
28km以上 19,500円

◆借家・借間居住者  
・月額23,000円以下の家賃の者 家賃額-12,000円  
・月額23,000円を超える家賃の者(家賃額-23,000円)×1/2+11,000円  
最高支給額 27,000円

◆配偶者 13,000円  
◆扶養親族 6,500円  
◆職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人 11,000円

区分	支給率(額)	普通会計 支給職員数	1人当たり 支給月額
地域手当 (26年4月分)	6%	708人	20,921円
時間外勤務手当 (26年4月分)	28,714千円	406人	70,724円

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額(特別職含む)。  
(注2) 地域手当、時間外勤務手当は、普通会計支給職員数。  
(注3) 部門別職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除く。

## ◆職員の初任給の状況(26.4.1現在)

区分	決定初任給	採用2年経過後給料額
一般行政職	大学卒 185,800円 高校卒 155,700円	200,000円 172,200円

## ◆特別職の報酬等の状況(26.4.1現在)

区分	給料月額など	区分	25年度支給割合	
給料	市長 832,000円	市長 副市長	6月期	1.90月分
	副市長 739,500円		12月期	2.05月分
報酬	議長 760,000円	議長 副議長 議員	計	3.95月分
	副議長 670,000円		6月期	1.95月分
	議員 620,000円		12月期	2.2月分
			計	4.15月分

## ◆定員の状況

### ア 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

区分	職員数			対前年増減数		
	24年	25年	26年	24年	25年	26年
一般行政部門	485	499	495	△31	14	△4
特別行政部門	216	205	214	△11	△11	9
公営企業など	74	72	71	△8	△2	△1
合計	775	776	780	△50	1	4

### イ 平成26年職員数の増減状況

部門	増員数	減員数	差引	主な増減理由
一般行政部門	27	△31	△4	機構改革および人員配置見直しなどによる減員
特別行政部門	16	△7	9	機構改革および採用などによる増員
公営企業など 会計部門	1	△2	△1	人員配置見直しなどによる減員

## 職員の分限および懲戒処分の状況

分限処分・・・公務効率の維持およびその適正な運営を確保する目的から一定の事由がある場合に、職員の意に反して行われる不利益処分のことで降任、免職、休職、降給の4種類があります。

平成25年度に市が実施した分限処分は右の通りです。

処分内容	人数	備考
降任	0人	
免職	0人	
休職	8人	心身の故障
降給	0人	

懲戒処分・・・公務員としてふさわしくない非行があった場合に、公務の規律と秩序を維持する観点から、職員の道義的責任の追及を目的として行われる不利益処分であり、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。

平成25年度に市が実施した懲戒処分は右の通りです。

処分内容	人数	備考
戒告	0人	-
減給	1人	-
停職	0人	-
免職	0人	-

## 職員の服務の状況

### ◆服務規律

地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと法律で定められています。  
また、市では職務に係る倫理の保持などに関し、職員として守るべき事項を条例や規則において定める事などにより、服務規律を遵守し、職務を遂行しています。

### ◆公務員倫理の保持

市職員の職務に係る倫理を保持し、職務の執行の公正さに対する市民の皆さんの疑惑や不審を招くような行為の防止を図り、信頼される職員であるための指針として、平成15年4月に「松原市職員倫理条例」を施行しました。

この条例では主に職員が守るべき倫理原則を規定し、職員と利害関係者との間で禁止される行為、贈与などの報告などについて定めています。

下記は、この条例に定めた平成25年度の報告および許可申請件数とその許可件数です。

ア 贈与等報告書の提出 0件

イ 利害関係者と共に飲食する場合の許可

区分	申請件数	許可件数	区分	申請件数	許可件数
市長部局	7件	7件	消防本部	1件	1件
教育委員会	2件	2件	上下水道部	0件	0件
行政委員会など	0件	0件	合計	10件	10件





▲煙中体験



▲初期消火訓練

地域防災ネットワークプロジェクト訓練とは、セーフコミュニティ『災害時の安全対策委員会』での取り組みの一端で、小学生のうちから防災に対する意識の高揚を図ることを目的としています。

また、地域内の町会連合会、教育委員会、小学校、消防団、婦人防火クラブ連合会、自主防災組織などが連携をとり、協力し合って地域ぐるみの防災訓練として平成24年度から毎年3校ずつ、市内小学校を会場として実施しています。

## 小学生対象に防災意識の高揚 地域防災ネットワークプロジェクト訓練



「SCマンスリーまつばら」は、世界基準の安心・安全なまちづくりセーフコミュニティについて知っていただくための連載です。  
▼問合せ 市民協働課

体験、煙中体験、放水体験、水消火器を使用した初期消火訓練、心肺蘇生法訓練、非常食炊き出し訓練を各ブースに分かれて行い、地域の皆さんが主体となり運営されています。さらに、訓練にあわせてアンケートを実施し、各地域における防災対策や住民意識の調査を行い、『災害時の安全対策委員会』で検証し、今後の取り組みに活かしていきます。

地域の防災訓練に参加しましょう

市内では、自主防災組織が20団体結成されており、地域が主体となった防災訓練を各地区で活発に実施しております。

お住まいの地区で行われる訓練には、積極的に参加しましょう。  
問合せ 危機管理課

## タオル運動および両隣声かけ運動をご存じですか？

セーフコミュニティ『災害時の安全対策委員会』では、阪神・淡路大震災や東日本大震災などを教訓として、高齢者など災害弱者の逃げ遅れによる被害を防ぐため、迅速な安否確認作業を行う、「タオル運動」と「両隣声かけ運動」を推進しています。

### タオル運動とは

災害時には、この家には救助を必要とする者はいないことを示すために、玄関や門扉など外から一目でわかる場所にタオルをくくりつける運動です。右写真のように、タオルをくくりつける、挟み込むなどしてください。



▲タオル運動

### 両隣声掛け運動とは

避難する際に、自宅の両隣にも、『無事ですか？一緒に避難しませんか？』と声をかける運動です。無事が確認できれば、タオルをくくりつけて、この家は無事である意思表示をしてあげてください。非常時持ち出し袋にはタオルを3本ご用意ください（無事が確認できたら両隣の家にもくくりつけてください）。